

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月9日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第29号の上程、説明	6
同意第3号～同意第7号の一括上程、説明	6
議案第30号の上程、説明	8
議案第31号の上程、説明	9
議案第32号の上程、説明	11
議案第33号の上程、説明	12
議案第34号の上程、説明	13
議案第35号の上程、説明	13
報告第2号の上程、報告	14
報告第3号の上程、報告	14
散会の宣告	15

第 2 号 (6月12日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17
議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19

前田 孝 議員	19
仲井間 宗利 議員	20
大城 佐一 議員	22
吉濱 覺 議員	25
散会の宣告	36

第 3 号 (6月13日)

開議、散会の日時	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	37
事務局出席者	37
議事日程	38
開議の宣告	39
議案第29号の質疑、委員会付託	39
同意第3号～同意第7号の一括質疑、委員会付託	39
議案第30号の質疑、委員会付託	41
議案第31号の質疑、委員会付託	41
議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	41
議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	44
議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	44
議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	44
諸般の報告	45
散会の宣告	45

第 4 号 (6月15日)

開議、閉会の日時	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	47
事務局出席者	47
議事日程	48
開議の宣告	49
議案第29号、同意第3号～同意第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	49
議案第30号及び議案第31号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	52
議案第32号～議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	55
陳情第3号～陳情第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	57
意見案第4号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	59

意見案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	61
意見案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	62
閉会の宣告	64
署名議員	64

平成29年第5回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成29年6月9日
会期 4日間
閉会 平成29年6月15日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月9日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告
6月10日	土	休 会		
6月11日	日	休 会		
6月12日	月	本会議	午前10時	一般質問
6月13日	火	本会議	午前10時	議案第29号質疑、経済建設常任委員会付託 同意第3号～第7号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第30号及び第31号質疑、総務常任委員会付託 議案第32号～第35号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第29号経済建設常任委員会 (説明～採決) 同意第3号～第7号経済建設常任委員会 (説明～採決)
6月14日	水	委員会	午前10時	議案第30号及び第31号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第3号～第5号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第32号～第35号予算審査特別委員会 (説明～採決)
6月15日	木	本会議	午前10時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見書等の処理 (閉会)

会期日数 7日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
2	平成29年4月10日	「地球と人間を守る社会 体制創り」の為の地球社会 建設決議陳情書	荒木 實	議員配布
3	平成29年5月16日	「駐留軍関係離職者等臨時 措置法」の有効期限延長に 関する陳情	全駐留軍労働組合沖縄 地区本部 執行委員長 與那覇 栄蔵	総務常任委員会
4	平成29年5月18日	国民の権利と安心・安全を まもる公務・公共サービス の拡充を求める陳情	国家公務員労働組合沖 縄県協議会 議長 東浜 邦章	総務常任委員会
5	平成29年5月26日	国民健康保険都道府県単位 化に係る意見書採択につい ての陳情書	沖縄県社会保障推進協 議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会

平成29年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成29年6月9日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成29年6月9日 午前10時00分)

散 会 (平成29年6月9日 午前10時41分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (2名)

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	新 城 寛
総 務 課 長	神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 咲 代
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 長	米 須 邦 雄
子ども子育て 支援室長	大 嶺 実	教 育 課 長	山 城 均
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	福 地 亮	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第29号	農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意について	提案説明
6	同意第3号	大宜味村農業委員会委員の任命について	提案説明
7	同意第4号	大宜味村農業委員会委員の任命について	提案説明
8	同意第5号	大宜味村農業委員会委員の任命について	提案説明
9	同意第6号	大宜味村農業委員会委員の任命について	提案説明
10	同意第7号	大宜味村農業委員会委員の任命について	提案説明
11	議案第30号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案第31号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案第32号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明
14	議案第33号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
15	議案第34号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
16	議案第35号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
17	報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
18	報告第3号	第3期大宜味村障がい者（児）計画（平成29年度～平成35年度）の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼、着席。おはようございます。
ただいまから平成29年第5回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 吉濱 覺議員及び9番 東武久議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月15日までの7日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
平成29年第5回定例会に当たり、3月から5月までの行政報告を行います。

3月には、幼稚園の修了式、小学校、中学校の卒業式に出席をし激励をしております。

また24日には、浦崎副知事に表敬訪問し、シークワサーのアピールをいたしました。

4月には、小学校、中学校の入学式に出席し激励をいたしております。

27日には、名護警察署と認知症の見守り締結を行っています。

5月12日には、村長一日民生委員として、宮城区の高齢者宅を訪問し激励を行いました。

28日には、北部12市町村長と鶴保大臣との懇談会があり、村の懸案事項について要請をいたしました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

次に平成28年度発注いたしました公共工事の入札結果を報告書として提出しておりますので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第29号 農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第29号 農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意について

農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号を適用する場合は、議会の同意を得る必要があるため、提出しております。

よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第3号～同意第7号の一括上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 同意第3号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第7 同意第4号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第8 同意第5号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第9 同意第6号 大宜味村農業委員会委員の任命について及び日程第10 同意第7号 大宜味村農業委員会委員の任命についてを一括して議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 農業委員の任命に関する事項の概要について、少し申し述べて同意書の提案をしたいと思います。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の選考作業を行ってまいりました。4月の区長会において広報紙・農業委員会だより及び村のホームページ等において募集、呼びかけを行いました。募集期間といたしましては、5月1日より5月29日まで行い、申込者11名（推薦9名、応募2名）となっています。5月30日に選考委員会を実施し、初めに、法第8条6項に規定する中立的立場にある者を1名選考し、次に国の方針にある青年及び女性を積極的に任命することに伴い、女性1名を選考しました。

最後に、当村においては認定農業者が少ないため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号に基づき、認定農業者に準ずる者を地域バランスも考慮し3名を選考しております。

では、同意第3号から7号まで説明させていただきます。

同意第3号 大宜味村農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所 大宜味村字饒波1928番地1 村営饒波団地3棟1号

氏名 山内 典貴

昭和49年4月14日生

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、大宜味村農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を得る必要があるため。

次に同意第4号 大宜味村農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所 大宜味村字津波420番地 村営渡海団地5棟4号

氏名 眞喜志 条治

昭和55年10月14日生

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、大宜味村農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を得る必要があるため。

次に同意第5号 大宜味村農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所 大宜味村字田港76番地

氏名 松本 政隆

昭和61年3月30日生

平成29年6月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、大宜味村農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を得る必要があるため。

次に同意第6号 大宜味村農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住所 大宜味村字喜如嘉595番地

氏名 嘉陽 美和子

昭和48年10月8日生

平成29年6月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、大宜味村農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を得る必要があるため。

次に同意第7号 大宜味村農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住所 大宜味村字大兼久3番地

氏名 島袋 晃

昭和26年1月3日生

平成29年6月9日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、大宜味村農業委員会委員を任命するに当たり、議会の同意を得る必要があるため。

なお、各委員の履歴書については添付してございますので、どうぞお目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村立学校跡地活用における民間事業者の建物使用に関し、平成27年7月1日付、27文科施第158号、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）に基づく財産処分の行為において、無償で貸し付けをする必要があり、学校跡地活用に供する場合における無償貸付けについて、条例において制定する必要があるため、この案を提出します。

なお、内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

（福地 亮企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（福地 亮） 議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

説明資料につきましては、8ページのほうで新旧対照表がありますので御参照いただきたいと思います。

改め文のほうで、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

3号、大宜味村立学校跡地活用に供するとき。

附則、この条例は、公布の日から施行するをいたしております。

本案は、学校跡地を活用にするに当たり、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）に基づくものの財産処分の行為を行うため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条の規定に基づくものであります。

大宜味村立学校跡地活用事業において、本村の旧学校施設につきましては、補助事業完了後10年を経過しております。国庫補助事業完了後10年を経過した建物等旧学校の建物の使用に関しましては、前述いたしました規定に基づき、無償での貸付を行うことが必要となっております。有償による財産処分の場合は、補助金相当額の金額を学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とする基金積み立てを行うことが求められております。もしくは、国庫金納付が条件となっていることから、無償での貸付を行うことを条例で定める必要があるため、本議案を提案いたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

許可を受けた者の使用料の見直し及び平南川ター滝駐車場の使用料を設定する必要があるため、この案を提出する。

以下、内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

(福地 亮企画観光課長 登壇)

○ 企画観光課長(福地 亮) 議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

説明資料につきましては、10ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、提案理由の改め文といたしまして、第8条第1項中「許可を受けた者」の次に「及び平南川ター滝駐車場を使用する者」を加える。

別表第2を別紙のように改める。

附則、1号、この条例は、公布の日から施行する。

2、別表第2(第8条関係)中、村内に住所を有する者の使用料の徴収については、平成30年4月1日から適用するというようにしております。

説明、本案は、平成26年条例第15号により整備された条例の一部改正となっております。

内容につきましては、平南川ター滝駐車場整備と管理運営を行うに当たり、第8条第1項中「許可を受けた者」の次に「及び平南川ター滝駐車場を使用する者」を加え、別表第2を別紙のとおり改めるものです。

附則に、1、この条例は、公布の日から施行する。

2、別表第2中、村内に住所を有する者の使用料の徴収については、平成30年4月1日から適用することとしております。

別表第2の改正の内容であります、説明資料の12ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの左側の区分のそれぞれの行為についての時間当たりと面積によるものの金額の増と、興業、出店その他これに類する営業行為について、村内に住所を有する者と村外に住所を有する者を区分しております。

また、平南川ター滝駐車場の整備に伴い、ター滝利用者への安全利用に関する注意喚起や村観光情報発信、緊急時の初期対応ができる体制をつくりつつ、村民の雇用創出も含めた管理業務を行うことを目的とした駐車場及び便益施設の使用料を徴収することができるよう条例に整備する必要があります。

内容につきましては、車両については10人乗り以下の自動車、原動機付き自転車と中型自動車に分け、村内に住所を有する者の場合と村外に住所を有する者の観点から時間当たりの使用料を設定しており

ます。

以上、説明といたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第32号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第32号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,245万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,109万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

以下、内容につきましては副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第32号の概要を説明します。

今回の予算の補正は、6,245万6,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。1ページ、お開きをお願いします。

12款使用料及び手数料352万5,000円の減額ですが、企業支援賃貸工場使用料、平南川便益施設使用料の減によるものです。

13款国庫支出金148万9,000円の増額ですが、子供の貧困緊急対策事業補助金298万3,000円の減額、沖縄安全対策事業補助金430万円の増額であります。

14款県支出金1,683万5,000円の増額ですが、海岸保全施設整備補助金が主なものです。

17款繰入金85万5,000円の増額ですが、企業立地奨励金に伴う財産形成基金取り崩し金によるものです。

18款繰越金を4,000万円増額しております。

19款諸収入587万5,000円の増額ですが、コミュニティー助成金430万円の増、人材育成事業助成補助金余剰金157万5,000円の増額であります。

20款村債30万円の増額ですが、防災カメラ整備事業によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、次の2ページをお開きください。歳出を説明します。

人事異動等に伴う職員構成の変動等により増減が生じることから、歳出全般にわたる職員人件費の補正につきましては説明を省略させていただきたいと思えます。

2款総務費185万5,000円の減額ですが、主なものとして、総務管理費の沖縄安全対策事業費430万1,000円の増額となっておりますが、人件費による減額が主なものとなっております。

3款民生費677万6,000円の増額ですが、主なものとして、移動支援事業の車両購入によるものです。

4款衛生費525万2,000円の減額ですが、主なものとして、簡易水道事業特別会計繰出金によるものです。

6款農林水産業費1,385万3,000円の増額ですが、主なものとして、水産業費の漁港建設費によるものです。

7款商工費1,559万5,000円の増額ですが、主なものとして、商工費の企業支援施設費によるものです。

8款土木費1,235万7,000円の増額ですが、主なものとして、公共下水道事業特別会計繰出金によるものです。

予算書、3ページをお願いします。

10款教育費469万8,000円の増額です。主なものとして、旧学校跡地不動産登記手数料によるものです。

13款諸支出金2,036万3,000円の増額ですが、基金費の積立金によるものです。

14款予備費370万3,000円の減額となっています。

以上が歳出の主な概要です。

4ページには、地方債の補正を記載しています。限度額1億5,030万円から30万円増額し、1億5,060円となっております。

なお、詳細については、委員会で説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第33号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第33号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

概要につきましては、歳入はなく、歳出のみの補正となっております。

2款保険給付金4万1,000円の増額です。

4款の前期高齢者納付金等が17万円の増額です。

6 款の介護納付金 4 万 2,000 円の増額です。

増額分の 25 万 3,000 円を 12 款予備費で減額をしております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長のほうから説明させたいと思いますので、これで提案説明を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 34 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第 15 議案第 34 号 平成 29 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第 34 号 平成 29 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）平成 29 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 174 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,515 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表歳出予算補正」による。

平成 29 年 6 月 9 日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主に歳入で一般会計繰入金 500 万円の減です。

平成 28 年度からの繰越見込み額 674 万円、歳出で予備費の 148 万 5,000 円による補正です。

なお、詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 35 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第 16 議案第 35 号 平成 29 年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第 35 号 平成 29 年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）平成 29 年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,347 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,600 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主に歳入で一般会計繰入金1,208万6,000円、平成28年度から繰越見込み額138万6,000円。

歳出で単独事業工事請負費、大宜味浄化センター水処理施設工事、膜分離装置の更新による1,300万円の補正です。

なお、詳細につきましては、予算委員会で担当から説明させていただきます。以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

平成28年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

繰り越しのほうの一覧表を添付してございますので、どうぞよろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 報告第3号 第3期大宜味村障がい者（児）計画（平成29年度～平成35年度）の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第3号 第3期大宜味村障がい者（児）計画（平成29年度～平成35年度）の報告について

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により、大宜味村障がい者（児）計画を策定したので、同条第8項の規定により、別紙のとおり議会に報告する。

平成29年6月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきまして説明申し上げます。

計画策定の趣旨につきましては、本村では、平成18年度に第2期大宜味村障害者計画を策定し、ともに支え合い、ともに生きる地域社会を基本理念に、障がいのある人への支援として、総合的、計画的に実施してきました。その間、国の動向としては、平成26年、障害者の権利に関する条約の批准国となり、

虐待防止、差別の解消、雇用促進等の制度改革や関係法の制定、改正により、障がいのある人を取り巻く環境や社会情勢に大きな変化が生じています。県においても安心、安全な環境づくりが整備されつつあります。

そのような中、前計画が平成28年度をもって終了することから、国や県の施策と整合性を図り、第3期大宜味村障がい者（児）計画を策定しました。

計画期間につきましては、本計画は3年を1期とする。障がい者福祉計画の終了時期にあわせて見直しができるよう平成29年から平成35年までの7年間としています。

概要については、第1章から第8章まで構成されております。第1章は、計画の基本的な考え方。第2章は、前計画のふりかえりを掲載しております。

また、第8章の資料の中に対象者へのアンケートを載せております。村内施設入所者については、一心福祉会、在宅の方については社会福祉協議会、民生委員、児童委員、包括支援センターの職員が直接訪問し、聞き取りをしながら現状を把握するために行いました。この場をかりてお礼を申し上げます。御協力ありがとうございました。343件配布し257件回収で、回収率74.9%でした。77ページから86ページにかけて掲載しておりますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時41分)

平成29年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成29年6月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成29年6月12日 午前10時00分)

散 会 (平成29年6月12日 午前11時46分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (2名)

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	新 城 寛
総 務 課 長	神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 咲 代
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 長	米 須 邦 雄
子ども子育て 支援室長	大 嶺 実	教 育 課 長	山 城 均
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	福 地 亮	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 改善センター駐車場の整備について。6番 前田 孝議員。
○ 6番（前田 孝） それでは改善センター駐車場の整備について質問いたします。

改善センターは、農村総合整備モデル事業により建設され、昭和56年3月19日から供用が開始されております。これまで多種多様な形で利用されてきております。

現在は、供用開始時に比べ自家用車の利用者が大幅に増えており、駐車場の整備を行う必要があると思いますが、次の点についてお伺いいたします。

まず、1点目に、現在の未舗装部分の駐車場は、雨天時には泥により施設への汚れの影響があり、早急な舗装整備が必要と思いますが、見解をお聞かせください。

2点目に、駐車場の白線がほとんど消えておりますが、利用者の不便を解消するためにも早急に対処すべきと思いますが、村長の御見解をお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 前田議員の質問にお答えいたします。

現在、いろいろな会議等で使用されております改善センターですが、舗装済みの駐車スペースのみでの対応は難しく、未舗装部分及び火葬場駐車場等も使用していることは承知しております。議員指摘の未舗装部分は、1976年に県教育庁文化財課により確認調査が行われ、貝塚が残存していることが確認されております。その後、改善センターの建設に伴い、発掘調査が行われ、浅いところでは地表面から20センチメートル、深いところでは60センチメートルから確認されて、包含層の厚さは平均40センチメートルをなしております。未舗装部分は、喜如嘉貝塚と称され、埋蔵文化財であるため舗装整備については、村の文化財保護審議会に諮問を行い、判断したいと考えております。駐車場の白線がほとんど消えていることについては、予算を確保し、整備したいと考えております。

- 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。
○ 6番（前田 孝） 未舗装の駐車場につきましては、十分検討して行っていただきたいと思っております。泥が入ったりすると掃除も大変なんですよ。前向きにひとつ御検討をお願いしたいと思います。

それで駐車場の白線の件については、私は、平成24年の3月定例会でも火葬場の駐車場の白線、ライン引きについて質問したんです。その後、白線は後から引かれているわけです。そのときに、その当時の村長にも申し上げたのは、公共施設なるものは日ごろから見回りして、即対応するようにしないとい

けないんじゃないかと思っています。これは白線が見えないために斜め駐車とかいろいろして、狭い駐車場の中で効果があらわれない可能性も十分あります。この白線の問題についても早急にやっていただきたいと思っております。

それと、今センターのフロアのタイルが大分汚れているんです。センターの用務員がモップをかけたいろいろしていると思うんですが、そこは用務員の水拭きだけではなかなか汚れも落ちないと思うんです。そこはクリーニング業者に依頼して、これはもう長くなりますから、そこもクリーニングしてきちんと床面の、タイルの磨きもやっていただきたいと思うんですが、その辺についてもお伺いして質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 前田 孝議員の質問にお答えします。

今、白線のほうも実際、私たちも気づいてはいたんですが、なかなか予算のほうで、予算獲得のときに要求すべきところだったなと気づいています。それで今回、火葬場の駐車場の件について今ありましたので、当時の金額、約25万円程度ですが、そのあたりを参考にセンターの白線も、予算ですね、財務課と相談しながら確保したいというところであります。

それとタイルについてですが、恐らく、以前は自分たちでワックスなり、それなりにモップ、以前は機械もあったんですが、最近はそういったものも見当たらない、恐らく壊れて処分したんでしょうと思うんですが、業者あたりを当たって見積もりなりをとって、予算、また財務課と調整しながら処理はしていこうかという思いであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に旧大宜味小学校グラウンド大型バス乗り入れについて。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。

旧大宜味小学校グラウンド大型バスの乗り入れについて。

現在、民泊受け入れは大保ダムぶながや館駐車場を利用しておりますが、雨天のときは急ぎよ、隣の東村営体育館を使用しております。大型バスで5台から9台で来るときもある。平成27年度が3,280名、平成28年が4,155名と年々増加している現状であります。

そこで旧大宜味小学校のグラウンド及び体育館を民泊受け入れの際に使用できないか。また、大型バスの乗り入れができるように乗り入れ口の改修はできないかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えいたします。

昨年、平成28年度に民泊受け入れの入村、離村式の際の施設使用について、企画観光課において調整を受け、教育委員会との調整で体育館の使用につきましては、使用申請手続を行っていただくことで、状況にもよりますが使用可能な状態となっております。グラウンドへの車両の乗り入れにつきましても同様に可能となっておりますが、雨天時のグラウンドへの乗り入れについては制限が必要になると思われまますので、そのようなことも含め、改修につきましても管理する教育委員会とも調整を図り、検討を

行ってまいりたいと思います。以上で答弁とします。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） ちょっと繰り返すようですけども、確認のために質問をさせていただきたいと思います。

なぜこういう質問を出したかという、民泊受け入れが平成24年度から始まり、そのときには1,700人と始まりまして、平成25年度が約2,300人、平成26年度が2,900人、平成27年度が3,300人、平成28年度が4,200人と、平均すると3割程度で年々増加しております。最初のころはぶながや館、改善センターあたりを使用しておりましたけれども、人員が年々増加するにつれてバスの台数も5台、10台となってきております。そして民家、受け入れ側も40農家、50農家と年々ふえてきております。そうなってくると、今使っているぶながや館、改善センターのほうも狭くなってきているというのが現状であります。駐車場のほうは何とか乗り入れしておりますけれども、ぶながや館の場合は、皆さんも見て御存じだと思いますけれども、100名入れば精いっぱいな感じなんです、天気の良い日はですね。改善センターもそういう形だと思うんですけども。そうやってきた場合には300名、400名を受け入れた場合にはどうしても今使っているところが狭いということで、急遽雨が降ると隣の東村とか国頭のほうも利用しております。そのようになってくると、やっぱり移動とかそういうものも出てきますので、できれば、私が今言っていることは小学校ということを描きしましたが、小学校の場合には産業まつり等でも利用しておりますので、それに伴ってればなおいいのではないのかなと。今乗り入れ口のほうは、産業まつりのときに仮にこうやっていますけれども、あれをちょっと広げてやれば大型車も入ってきます。駐車場の整備ということになってはいますけれども、何もアスファルト敷いてどうのこうのではなくて、向こうはグラウンドとして隣村、近隣の住民たちも使っておりますので、そのほうがいいのではないかということで旧大宜味小学校を指名したような形であります。あれだけの駐車場がないとどうしても、狭くなってきている。まだ、受け入れは多くなるという傾向でありますので、そういう形でやりました。平成27年度のほうにも、私は6月定例会で跡地利用の件も入れたんですけども、そのときも行政側のほうも、できれば大型車も乗り入れをして検討したいと言っておりますので、そういう形で私はそう利用できないかということをおっしゃっております。これについて意見があればお聞きして質問を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 仲井間議員の質問にお答えいたします。

旧大宜味小学校の大型バスの要請について、昨年度、事業者のほうからも依頼を受けておまして、教育委員会との調整を図って今の現状に至っていると。ただし、まだ利用されている状況ではなかったかと思っております。大型車を乗り入れた場合、雨天のときの乗り入れについては、やはり産業まつりでも御存じだと思いますが、グラウンドがかなり悪化するという状況がありますので、そこについては雨天時の場合の使用について、今後も調整を図らせていただきながらやっていきたいということで教育委員会とも調整をしております。ただし、今後の使用、10台とか出てきますので、それでこの旧大宜味小学校で10台の受け入れというのはかなり厳しい状況になるのではないかとこのところがあります。そこで去年から、これは今事業を進めているところがありまして、北部連携促進事業で提案を、企画をしているところがあります。大宜味中学校跡地のほうにやんばるの森ビジターセンターという名称で今計画を進めているものの中に、この大型、民泊受け入れの際に屋根つきの何かできるものがないかというこ

るで、バスのほうも、大型バスが10台とれるような駐車場の配備を計画しておりますので、そういったところもあわせて、補助事業導入が前提になりますが、そういったところを今計画しているところであり、大宜味小学校の跡地については、今、北部連携促進事業がまだまだ先のこととなりますので、それまでの間、どういうふうにできるかというのはこれからも教育委員会も含めて調整させていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に耕作放棄地対策協議会の事務所使用料等について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） おはようございます。一般質問を行いたいと思います。

耕作放棄地対策協議会の事務所使用料等について。

平成26年12月定例会で、耕作放棄地対策事業について質問したが、村の事業ではなく、県から直接耕作放棄地対策協議会においてきた事業で、村の監査の対象ではありませんと農業委員会会長の答弁があり、それに踏まえて平成27年3月定例会予算審査特別委員会において耕作放棄地対策協議会が村と関係のない事業団体であれば、村の施設に事務所を置くことは使用料が発生すると思うが、平成27年度予算に計上が見当たらないかと問うと、前農業委員会事務局長は「払えばいいんでしょう」と吐き捨てるような返事をしたが、平成27年度予算で補正もなく、平成28年度、29年度の予算にも計上がないがどうしたことなのか。また、耕作放棄地対策協議会の予算にも計上がないがどうなっているか伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 大城議員の質問にお答えします。

平成27年3月定例会、農業委員会局長の答弁の中で、耕作放棄地対策協議会は外郭団体ですと答弁していますが、近年の農林水産業等の補助金の流れや事業の実施方法において、村が直接事業主体となる方から各種協議会を組織し、事業を実施するのが多くなっています。大宜味村耕作放棄地対策協議会についても行政と農家が一体となって事業実施するため、産業振興課の業務の一環であり、利用料等は考えていません。以上、お答えいたします。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会会長。

（前田貞夫農業委員会会長 登壇）

○ 農業委員会会長（前田貞夫） 農業委員会として答弁したのは、監査の対象ではないというのは直接農業委員会に県から予算が来て、たまたまそのとき村の事務局が、対応が難しかったために農業委員会が事業実施しているので、村とは全く関係ないというのは予算自体が村を通していないという意味であって、事業そのものは村も一緒になってやる事業です、耕作放棄地事業はですね。そのような対応で答弁しました。ですから、予算とこの事業が、予算は県から協議会においてきているんですけども、事業そのものは村も一緒になってやっている事業であります。先ほど村長からありましたとおりであります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 2回目の質問に入る前に、私は別にこの一般質問で、農業委員会の会長を責めるとか、この耕作放棄地の団体をなくすとか、また事務所使用料をぜひとも取らないといけないとか、

そういうことは全く毛頭ありませんので、誤解しないようにお願いしたいと思います。

これはなぜ、今回その質問をしたかという、きょうの最初の答弁は本当にいい答弁であったんですが、当時の答弁では全く反発的な答弁で、全く関係ないと。だからこれは私たちのものだから、私たちの事業に対しては中身を見せることはできませんというようなたぐいのものもいっぱいありました。その辺は御理解して、きょうの答弁をお願いしたいと思います。

まず、今村長から使用料は考えていないと言っているんですが、私はあくまで、平成26年の12月定例会をもとに、この耕作放棄地対策協議会が村とは関係ない事業ということのもとに、今質問をしているのであって、関係ない事業に対してはどういうことがあるかということをいろいろ聞きたいと思います。

まず、村長が使用料を考えていないということは、例えば、今、大宜味村の行政財産使用条例、これを見ますと、今使用料は、自治労が借りているわけですね、事務所をちゃんと。この条例の7条第3項を見ると、主として、村の職員を構成員とする団体がその事務所のため、又はその構成員の研修もしくは福利厚生事業を行うために使用するときは、村長はこれは免除できるというふうなうたわれているわけです。今の話からすると、この耕作放棄地対策協議会も役場の職員が何名か組まれて、そのために役場の一環事業という、その考えの答弁と私は理解しているんですけども、であれば、これ自治労のものも取るべきじゃないんですか。一般に、この労働組合というあれは、政治的なあれも絡むというイメージがあるんですが、例えばこの役場職員の組合が、村のために、福利厚生のためにいろんなその中で研修会を行うために借りていけば、明らかにこれは該当するわけなんです。だったら今の答弁からすると、この自治労の使用料も取るべきではないと、これは私の見解です。

そして、この農業委員会については、これまでの経緯を踏まえて、これは会長はそのときには委員会の中に出席されていないので、この委員会の中での前局長の答弁で、本当にこの議会の中で言ったことに対しては責任を持ってほしいんです。ほかにじゃなくてね。ただ言えば、あとは投げ捨てるようなことじゃなくて、議会の中での答弁、言葉というのは私は重みがあると思うので、そこに、例えば関係ないところの団体の仕事を実際しているわけなんです。そこにはいろんな、職員としてはいろいろ職員の服務の専念に関する条例、あと職務に専念する義務の特例に関する条例、大宜味村の職員の職務に専念する義務の特例に関する規則、職員の勤務時間に関する条例及び規則、大宜味村の職員の給与に関する条例、これらも全て絡んでくるわけです。関係ない団体の仕事をするのであれば、これはちゃんと職員として、じゃあ、あなたはこの職務が仕事ですということとちゃんと決められているわけです。これがほかの団体、関係ない団体の仕事をするということは、今言ったみたいにいろんな条例の中に職務に専念する義務の特例に関する条例ですね、その中に別に、じゃあこれは役場とつながっていれば、これはじゃあ、この仕事もやってほしいということで、任命権者がこれ、任命権者の委任を受けたものについてはいいということで、職務に専念する義務の特例に関する条例の第3項にあるわけです、規定が。村長が任命すると。こういうことに関しては、これは特例であってこれはやっていいですよということで、私はこの条例は理解しているんですけども。それも踏まえて、じゃあこれはいなければ全く関係ない、これも受けていない。勤務時間もちゃんと8時半から5時15分までと決められているんです。報酬というの、給与もこの勤務時間に対する報酬ですよと、給与条例はちゃんとあるわけなんですよ、この時間に対しての勤務時間に対する報酬ですよと、給与は。ということは、関係ない仕事をしたということは、これは省かなければならない。ということは、勤務時間に関する条例も違反するし、給与に関する条例も違反してくるし、いろんなさまざまな問題が起こるわけです。そこにはまたいろいろ耕作放棄地

対策協議会における仕事として、那覇の地権者に会いに公用車も使う、高速道路も使う、燃料も使う、さまざまなものがいっぱい発生してくるんです。これもみんな違法、これに準じていなければ。だからお互いこれは仕事とみなし、最初からこれは役場の、法に準じて、役場とも関連ありますよと最初で言えば何の問題もなかったのに、全く関係ないと反発しているものだから、これははっきりしておかないとそのまま闇に葬ったら困るから私は再度質問したんですけども、その辺の認識を会長からもう少しですね。

あとは監査の対象ということがあったんですが、もう1件ですね、そのときの答弁に国の会計検査の補助事業に対する最高責任者は誰かという問いに、会長はちゃんと、これは役場の監査委員ということで答弁しているわけです。今でもそういうふうに思っているのか、その辺を答弁お願いしたいと思います。執行部からは先ほどの件をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ただいまの質問に対して答えていきたいと思います。

まず、耕作放棄地の事業というのは、さっき村長のほうから説明があったとおり、村の事業の一環です。事務分掌のほうにもちゃんとその担当がいて、規則の上での耕作放棄地の事業というのも産業振興課のほうにちゃんとあつた事業の一環となっております。農業委員会の会長からもありまして、その当時、補助事業が直接この団体に行ったということもあって、そのような答弁になったかと思いますが、全く関係ありませんというのは、やはりおかしな答弁だったと思います。村の事業の一環としてやっていることもあり、職員団体との違いもあろうかと思いますが、はっきりして事業の一環でありますというのを申し述べしていきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会会長。

○ 農業委員会会長（前田貞夫） 確かに佐一議員の言われたとおり、こっちの言葉が過ぎたかもしれませんが、認識としては農業振興のために私はやっていますので、ただ、そういう議会の場に出て、具体的な仕組みが理解されないまま答弁したことに対してはおわびします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） もうこれは、あと1点だけ確認しておきたいと思います。

これはあくまでも私は、今副村長から答弁あった、役場と関連あるということを言っておりますので、これはありがたいことですので、まず私がきょう言っているのは、関係ないという、前提のもとでの質問ですので、その辺を御理解してください。

そのときに関係ない団体といいながらですね、平成26年、これは大宜味村の施策説明会、その中の農業委員会、施策説明会で農業委員会、ちゃんと大宜味村の耕作放棄地対策協議会ということを説明されているわけなんです。これは会長名もちゃんと入れて、会長名は前の、誰だと皆さん御存じだと思うんですが、入れてやっています。関係ない団体をこの公の場で、名前入りで説明したといった場合には、当時この方は、9月に村長選に出る方でもあるし、これは公職選挙法にも引っかかるんじゃないかと私は考えているんですが、これは公職選挙法の第136条の2、公務員の地位利用による選挙運動の禁止とか、あと地方公務員法の第36条、政治的行為の制限ということで、第2項の第4号、そこにこの施設、あるいは使用、資金を利用して又は利用されることということで禁止されることがあるわけです。施設も利用しているし、使用に係る資金も使っているわけですね。こういったものを利用しているわけだから、もうこれは明らかにこれに抵触する可能性もあったんじゃないかと思っております。これを本当に、

もう会長ごめんだけれども、前の質問に対してやりますけれども、そのときに会長は、前事務局長は法令にのっとって、遵守してやっていますという答弁があるわけなんです。だから先ほどのいろんな条例に関するものとか、こういったものとか、本当に法令に遵守してやられているかという疑問があるわけなんです。私からしてみれば全く全部違法なんです、調べてみれば。その辺はちょっと考えて、これから本当にこの耕作放棄地の対策事業に対しては、私相当理解しているんですよ。別にこれこの団体を潰そうとか、全く、毛頭ありませんので。だからこれは村とのかかわりを持って、意思疎通を図りながらやれば相当いい事業になると思いますので、その辺は御理解してもらってやったらいいかなと思います。

あれと、今副村長からあった村の事業は問題ないということでもありますので、であれば、前回平成26年12月定例会で質問した、この事業の機械及び施設、その処分、管理運営、あるいはこの事業に対するいろんな金の流れとか、その辺も開示できるのか。これは、前は関係ないからということであって全く、ノータッチの話も出てこなかったわけですね、関係ないということ。こういう関係であれば、今後こういうことも開示できるのか、その辺を聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 農業委員会事務局長。

○ 農業委員会事務局長（大城 武） 大城佐一議員の質問にお答えします。

耕作放棄地事業そのものは、今、国からの交付金という形で事業実施していますので、これについては開示はやるべきだと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） どうもありがとうございます。

もう終わろうと思ったんですけども、今、開示するというところで、それはなぜ私は聞くかということ、これわずかな補助金なら見ようにも、見ようとも思いませんけれども、これは億単位ですから、こんな大きなお金を単なる一団体にどういうふうに行っているのか、その辺ちょっと興味というか、どういうふうに使われているか見たいのもあるし、一番大事なのは機械ね、支出、これ多分相当導入しているもので、こういったものはどういう、あとは処分をどうするのか、その辺もちょっと聞きたいことがありますので、ひとつこれからもまたよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時35分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

◇ 吉 濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に医療、保健、福祉及び介護の充実について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 医療、保健、福祉及び介護の充実について。

誰もが安心して安全に暮らせる住環境づくりを推進すると村の施策にある。また、北部地域医療の機能充実を備えた基幹病院の整備を村あげて求めているが、村内の地域医療の機能充実や支え合い地域づ

くりをどのように推進していくか次のとおり伺います。

1、村民が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、「医療」「介護」「予防」の連携が重要となっている。「地域包括ケアシステム」の構築を図るために、特に「医療」の観点から、住民が安心して医療が受けられる体制づくりを検討するとして「大宜味村医療を考える会」や介護保険法改正に伴い、生活支援体制整備方法を研究するため「村生活支援体制整備研究会」を立ち上げているがどうなっているか。また、保健・福祉も含めた「地域包括ケアシステム」の構築をどのように推進するか。さらに地域資源の開発や住民に地域資源の周知する地域資源マップ、すなわち便利帳の作成をどのようにするのか。

2、県立北部病院等の急性期病院や江洲に設置予定のクリニックと村立診療所の連携や村が建設した薬局との関係はどうするのか。

3、村立診療所の新たな医師の確保のために交渉をおこなっているがどうなっているのか。今後の見通しはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えいたします。

医療の観点からの御質問ですが、大宜味村医療を考える会については、住民福祉課長が情報交換の場として立ち上げたことで、正式な組織ではありません。必要に応じて行政、医療関係者等が集まって情報交換を行ったようです。平成29年3月に終了しております。

村生活支援体制整備研究会につきましては、介護予防日常生活支援総合事業について、昨年9月1日に20名の方を委嘱し、本村に適した生活支援サービス体制を協議する場となっております。今後も定期的に開催していきます。

保健・福祉を含めた地域包括ケアシステムの構築については、介護保険事業でなかゆくい事業と称し、地域住民における支え合い体制を募集したところ、8区が手を挙げ、勢力的に取り組んでおります。平成23年から取り組んでいるこの体制づくりが少しずつ広がっています。この事業が地域資源開発であり、地域資源活用であります。地域資源マップ便利帳につきましてはどのようなものかよくわかりませんが、他市町村にあれば内容を確認し、作成についても検討してまいりたいと思っております。

それから2番目については、連携をしていくように促進していきたいと考えております。

また3番目につきましては、今調整しているところでありますので、御理解をいただきたいと思いません。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番の大宜味村の医療を考える会は、一応、閉じているという話でしたけれども、その考える会では、趣旨は情報交換の場となっておりますけれども、現在の状況確認として、現在、医師の確認、在宅医療を実施していると。そして薬剤師は前の方がやっているということとなっておりますけれども。

そして3番のほうにちょっと飛びますが、この件については添付書類を見ると、やっぱり村出身の医師の内科というような資料が出ております。それでもとの村立診療所の医者、それから隣村の村立の医者、前回の医者と交渉しているということになっているんですけれども、この件についてもお聞きしたいと思います。

それから包括ケアシステムの件で、研究会を立ち上げているんですけども、それはまた協議体という組織が立ち上げられていますよね、9月29日、これは第2回の協議体となっているんですけども、2本出ております。その件もあわせてやっていけたらと思っているんですけども、この中には同じような形で進められているんですけども、先ほど村長が、資源マップという話があったんですけども、私の母が在宅介護をされていて、いろいろ調査をしていたら、またほかの人から聞かれて試行錯誤でこういうものを今あっちこちの村内のケアマネジャーから医療、介護、保健、福祉等のサービス便利手帳ということで、それから地域包括ケアシステムのイメージのとか医療の関係、村内の介護施設の目的、内容とか料金なども一応明記しております。それから社協での、私もこういうような資料を村内のほうから、社協の仕事ということでこうやって、外出支援事業なども地域の方々が国頭はやっているのに何で大宜味はやっていないかと。やっているにもかかわらず知られていないと。一応は社協からこういう資料をもらってきて、最後にまだまだつけ加えないといけないのがあるんですけども、私も地域の人たちから聞かれても返答がしようがないものですから、福祉サービスの利用とかがんじゅう教室、ミニデイサービス、外出支援事業とか、まだまだ途中なんですけれども、先ほど村長が言われたようにほかの市町村であるかと言われたら、名護市に全体の便利帳があります。この件については、村内の福祉施設とケアマネジャーにも渡しております。これが名護市がつくった便利帳、地域資源マップ、この介護施設の件についていろいろあります。私が先ほど見てもらったものをつくっているときに、名護でちょっと調べていた担当のものがこういうものを見せたものですから、いいなということでこうやっております。それで、村が先ほど話ししました、この大宜味村協議体の設置のところ、それに生活支援コーディネーター協議体という冊子もあります。その中で市町村による資源開発の留意点、地域資源の開発は地域にある活動の支援を捉えることから始まりますと。この作成方法も先ほどの研究会の中で話されております。だから私ももと役場のOBですので、住民福祉課が難儀していると。また地域に伝わっていないということを感じておりますので、ぜひこれ包括にも今提供しておりますので、名護市からもらっているのをそれを積極的につくって活用していただきたいと思います。

それと2番目の村の診療所も含めて、県立病院とかいろいろこれから連携していかなければならないと思うんですが、私の母の話をさっきしたんですけども、心臓の疾患があって、北部医師会病院で見てもらったんですけども、様態が安定しているものですから、かかりつけの診療所でやってくださいと。特別にうちのお袋は、じゃあどこへ行くかと言ったら、国頭の開業医で北部医師会から派遣された先生が月1回見えております。大宜味村内の人もたくさん行っています。そうしたらそこでその治療が受けられます。そういうことで私はそこに隣接している薬局をいろいろ面倒くさいこともあって、薬の確保のために時間かかるということで、村にあるものについては、それで隣接しているところはすぐできるものですからそこを利用しております。ところが最近、薬局の経営者が変わって、薬剤師が変わって、患者さんかな、利用する人が少なくなっている。頑張るからかかりつけの薬剤師でやってくれないかということでしたので、私も距離的にいろいろ不自由はあるんですけどもやっております。そういう関係も含めて答弁ももらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 担当課長が何を聞きたいかわからないということですので、私のほうでお答えしたいと思います。

今、2番の診療所、薬局との連携ということでは、やはり新しい先生が入ってきて、これから先ほど

おっしゃったように患者の利用が少ないという話もありましたけれども、しかし、これからしっかりと連携をしていきたいという、先ほど答弁しましたけれども、今江洲のほうにできる民間のクリニック、医療法人ですけれども、そこも連携をしていく必要がありますし、それがことし着工するという話を聞いておりますので、ぜひその辺を一緒に連携していけるように話を進めていきたい。いずれ、一心福祉会としても職員が170名もいるものですから、敷地内に診療所もつくりたいという話も出ておりました、その辺も検討しながら、また大宜味村出身の、3番目の医師についても、この8月に、ちょっと名前は出しにくいんですけども、大宜味村を訪問したいという大宜味村出身の若い医師がいて、その方との今後の話し合いの状況ではまたいい方向に進む可能性もあります。前の先生とか国頭の診療所の先生あたりについては、ちょっと非常に厳しいなという状況を受けておまして、今後は地域医療センターですか、向こうのほうとも連携をとって、今国頭村がその委託をしておまして、そういうところとも連携をし、三村がまた一体としてできるような方法がないかなということも、今いろいろと検討しているところでありますので、その辺について御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） まず、医療を考える会については、一応終えてはいるんですが、それは、ことしの1月24日に薬剤師の先生が就任するというのもあって、みんなで激励しようということで、そしてその中でいろんな情報交換ができればということで集まっていたいただきました。それはまたその都度、できればいいなと思っております。

便利帳については、恐らく名護市のものを言っているんだろうと思います。それは名護市が便利帳という名前をつけているので、必ずこれ、便利帳という、大宜味村なりの、名前は便利帳になるのか何になるかわからないんですが、このあたり必要があれば工夫をして、大宜味村らしい、そういう活用できるような手帳あたりを考える必要はあろうかと思っております。ただ便利帳という固有名詞になっているのですから、そのあたりはどうかというのもあって、そういう答弁にしておきたいと思っております。必要であれば、やはり内容等も工夫しながらやっていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 先ほど地域資源マップ、すなわち便利帳ですね、やっぱり関係者がこれを見て指導できるように、できたらとてもいい手引きだなと。県でいえば県民ハンドブックとか、そういうふうな介護の地域資源マップ、それからまた地域資源の開発のためにもこれを参考にしたらとてもいいかと思っておりますので、私は他市町村の1カ所しか持っていないんですけども、ぜひ有効に大宜味村らしいものをつくってもらいたいと思っております。

それから村医の件についてですけれども、村長から言われて、元、隣村の医師と最近お会いしたんですけども、その先生が一応雇い主である病院の先生と会って話してくださいということでしたけれども、その後、話がないんだということをお聞きしました。それから先ほど隣村の医療機関でうちの母がお世話になっているものだから、いろいろ情報交換なども最近しておりますけれども、その医院が築60年たって雨漏りすると。引っ越ししなければならぬけど、村内のあいている施設はどうかという話もあるんですが、大宜味はどうなっていますかと。一応は、うちの村長は今の医者が後任の方が見えるまで頑張るんだと。だから後任が決まればいいんだという形で、彼も選択肢に大宜味村やまた地域の人たちが残ってくれということで、いろいろ手はずを、工面してやっております。また、幼稚園跡をリフォームしながら、正式な話じゃないけど、村の職員もかかわって、ぜひ地域に残したいんだという声

もあります。やっぱり村長が先頭になって、医療、介護、保健、福祉、主軸となる医者の問題も大きいかと思しますので、その辺も積極的にやっていただきたいと思ひます。その件、もう一度きちんと踏み込んだ声をですね、地域と、三村連携した地域医療、そしてかかりつけの医者ができる可能性があるのか、もうちょっと具体的に話をさせていただけたらいいなと思ひておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、吉濱議員から言わんとすることはわかります。その病院のことについても承知しております。そのことについてもぜひ近いうちにお会いしてお話をしたいと思ひております。先ほどから言いましたように、地域離島医療協議会ですか、崎原先生のところ、今いろいろと北部三村について何とか三村一体として事業ができないかというような思ひをしておりまして、私もそういうふうなものもあるものですが、なかなか一本に絞ることはできないし、もう本当は村民が願う訪問診療をしていただける先生をどうしても一日も早く確保したいというのは山々です。そういう意味では、ぜひ近いうちに先生ともお会いしていい方向に進めることができたらと思ひております。直接私のほうにもそういう話がありましたので、その辺については承知しておりますので、今後、またいろんな形で動いてしまうと変な方向に進んでしまう場合がありますので、その辺については村のほうにお任せいただきたいと思ひております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覺議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いします。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長、先ほど訪問診療の話をしていただんですけども、今の村立の診療所の先生は介護の関係、連携をとって5軒ぐらいの訪問診療はしているそうです。今一番問題なのは、訪問診療は最初していなかったけれどもやっている。やっぱり往診、みとり、最近ではひとり暮らしの方がいますので、ちゃんと目撃者とかいない場合は、医者にかかっていない場合は警察に行って司法解剖とかいろいろそういうふうな手順になります。だから警察の嘱託医とか、このみとりをやってくれる、それから往診、訪問診療だけではなくて往診もやってくれる、本当にかかりつけの医者制度を確立できるようにお願ひしたいと思ひます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で医療、保健、福祉及び介護の充実についての質問を終わります。休憩します。

(午前10時58分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時06分)

○ 議長（平良嗣男） 次に学校跡地活用及び産業等による地域活性化について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 通告書に字が漏れているものがありますので、質問する前に訂正をお願いしたいと思ひます。

質問の要旨の上から5行の末尾、「地域活性化」の「地」が抜けております。それから4番目の「某地域活性化協議会」となっておりますが、某地域活性化…、「推進」が入ります。「推進協議会」に訂正をお願いします。では、始めていきたいと思ひます。

学校跡地活用及び産業等による地域活性化について。

○ 8番(吉濱 覺) 今、喜如嘉小学校では、全体的に住民アンケート、それから住民説明会、そして村は諮問委員会を立ち上げて、答申を受けて方針を決定しております。体育館とグラウンドにつきましては、災害時の避難所と、それから地域のコミュニティーの場を維持することを方策とするということによっております。それとまた、諮問委員会からの答申で学校は長い歴史の中で地域コミュニティーの拠点としての重要な役割を担ってきた場所であります。当然、地域住民の強い要望と想いを考慮した利活用が望まれます。また、村の生活課題を解決するために地域の貢献と理解が得られる民間業者の導入を強く求められます。行政を主体としながらその行政においても基本方針の考えのもとに、本審議委員会の会議で上がった意見を踏まえて、学校跡地活用の施策運用を図っていただくことを望み、大宜味村立学校跡地地域活用方針を答申します。そしてその中に、5回ほど跡地利用審議委員会が開かれているんですが、5回目は一応修正案及び答申の確認ということになっておりますけれども、その前回の4回での議事を見ますと、大宜味村長諮問に対する審議、大宜味村跡地利用方針修正案について、今後、一括公募ではなく部分公募もあるはずですので、それを明記すべき。相関図で公共跡地検討委員会で判断したものが、この基本方針に沿っているかなどを判断するもう1つの委員会などに諮る必要はないか。そしてこの基本方針で定めているので、行政の施策決定権のようなものが薄れていくこともあるので必要ではない。しかし、村長が再度必要に応じて諮問が必要な場合は審議対応できるように明記すべきである。そして答申案について、文言として地域の要望とこの基本方針に従って、運用してもらうことが強くうたわれている。この審議会の意見を記録としてではなく、十分に反映させることを意識させるということで、答申はしているんですけれども、残念ながら答申とは別に募集要項ではこの基本方針と若干違っていて、地域コミュニティーの活用に協調できる事業者であること、災害時の避難場所等に位置づけられるため、村防災計画に基づく協力ができる事業者であること、地域住民のスポーツ及びレクリエーション活動の継続利用が望まれていることもあり、可能な限り調整を図れる事業者であることということなどが明記されているにもかかわらず、方針を無視したような形で進められております。それでこの喜如嘉の選定、交渉予定者のほうは私も2年ほど前から少しおつき合いさせてもらっているんですけれども、最近わかったことで、ある農家から連絡がありました。私もこのことはわかりませんでしたけれども、約1年半前に村に土地はないかという情報は私聞いていました。ところが今の埋立地の企業支援工場、そこを使わせてくれと、基本的には彼たちが言っていたのはシークワサー振興、このシークワサーのパルプを抽出するために、このパルプはシークワサーの1%、そして残りの原液のものについてはシードル、酒を開発するという形をとっております。それで本来ならば、そこだけでいいというふうに私は感じております。ところがプールも取り壊すということになっているけれども、プールも浴場になると。これは旧耐震性のものだから、老朽化しているから取り壊すということだったけれども、プールは浴場になって、そこはグラウンドが開放され、体育館が開放され、体育館の裏側も畑にしているけれども、その辺はみんな駐車場にすれば、グラウンドも体育館も地域の方々と一緒にできるんじゃないかと。そしてまた、再度、塩屋小学校などと同じように募集して、もともと地域の人たちが個人的にやった業者もいるわけですから、喜如嘉小学校でやりたいと。体育館でバレーを週2回、バドミントンも定期的にやっているという組織もあります。これから健康づくりをどうやっていくか、それからやんばるの家の老人ホームは待機者が35名いるそうです。そして大宜味村内には要支援の方々が30名前後かな、30名以上の方がいるという話が聞こえますので、その辺を健康づくりの場所にやるべきじゃないかなと思っております。そしてシークワサーの問題で、この間ある人からシークワサーの

協議会の総会があったよと。去年も話したんですけれども、広報にも開催日がない。そして結果も出ていない。どういうふうに呼びかけたかはわかりませんが、去年とことしで余りかわり映えがないんですけれども、会費はゼロ。前は村民に、シークワサーつくっている人たちに呼びかけて、このシークワサーの問題を解決していこう。どういうふうにやったらいいかというふうに感じました。ところがいつ、どういうふうにやったかはわからないけど、役員だけ呼ばれているというふうな状況にあります。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覺議員、大変申しわけないんですが、あなたが通告したものに対して、今村長が答弁した。答弁したものに対して、なお、それに対してあなたは質問をやるべきであって、そこら辺のことを考えて質問やってください。

○ 8番（吉濱 覺） はい、通告書にも出しています。

それで、このシークワサー協議会の中で話がですね、シークワサーの対策が出ておりません。それで今学校跡地利用で、これだけ圧縮かけられて村のシークワサー工場と言われている農産物加工場は、今はシークワサーじゃなくてパインが主体的になっております。ぜひ、この学校跡地利用に、方針に基づいてやっていただきたい件と。

この交渉者が当初予定していた分で十分間に合うんじゃないかと私は思っていますが、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 何の話になっているか、ちょっとちんぷんかんぷんになってしまって申しわけないんですけれども、今、言わんとすることはシークワサーの振興をどう図っていくかと。この学校跡地を利用してやってほしいという思いだと思うんですけれども、今回、旧喜如嘉小学校跡はシークワサー振興のために大変有望な企業ではないかということで選定委員の皆さんからの提案、そういう評価も出ております。そういうことで村としてはその交渉権を庁議でも図り、決定をして、調整をしているところであります。体育館とかグラウンドの使用については住民にとっては大変必要だとは思いますが、しかし、それ以前に、やはり跡地利用というのは大宜味村の産業振興、いろんな面からどれが有利になるかということ考えた上での跡地利用の選定をやっているわけですから、その辺についてはぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長、方針どおりやっていないんですがという話をしているんですが、それは今、公募した人たちが、応募した人たちが落とされたり、振り向けられたりしているんですが、当初、この業者はパルプをとりたいために3年間あっちこっち歩いていたんです。それでその場所も確保したいと。何で喜如嘉小学校跡地になっているのか。企業支援工場も彼たちは模索していたわけです。地域の人たちが体育館残してくれ、グラウンドを残してくれと、村は方針として決定しているんじゃないですか。何でその辺を無視してやるんですか。担当課長から言うと、塩屋に出した某地域活性化推進協議会が一番内容よいと。なぜならば方針に基づいて体育館、グラウンドは地域の人たちと一緒に使って使いますということをやっているんです。それは課長がほかの人に言っています。その落ちた人にも言っています。それで何で彼たちが落ちたかという、協議会だから相応しくない。先ほど喜如嘉の交渉権者については、6次産業化が期待できるというのは学校内での話でしたよ、課長が言うのは。だから6次産業で、体育館で工場をつくるのか、何でやるのか、それから私は彼たちにいろいろ情報を提

供してきたんですけれども、過疎地域集落ネットワーク、過疎地域自立支援事業、過疎地域集落再生事業、過疎地域遊休施設整備事業とか、そういうふうな形、一括交付金の事例もあるんだという話もしております。それでこの活用できる予算の話もやっていたんですよ。例えば本部のウェルネスフーズなどだったら一括交付金で国から8割、県から5分、町から5分、そういう施設もできるんだよと。だからきちんと大宜味村では既に農産物の加工施設があるものですから、大宜味ではどうか知らない。国頭だったらまだつくっていないから9割補助の事業もできるんじゃないかと。皆さん方大宜味まで、ヤンバルのシークワサーだということでやればいいんじゃないかと。大宜味の買っただけじゃいいんじゃないかという話をしているんですけれども、今、企業支援工場があいています。当初は、彼たちはそこを狙っていたわけです。今あいているのに、それ仕向けて、また喜如嘉の地域のコミュニティーを残す企業と一緒に、連携できる企業と一緒にやっていくのが私はこの基本方針に沿ったような形、また議会でも所管事務調査でその辺はちゃんと言っています。それを無視したようなやり方をする事自体が、今、村が地域をなし崩しにしてやっているとしか言えないですよ。その辺の再考をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員の今の再質問ですけれども、これはあなたの考えであって、これは審議委員会とか答申の中身を見ても御存じのとおり、決定したことではないんですよ。答申されたとおり、考慮してほしいとか、そういう内容だと思うんですけれども、それについては十分審議委員の皆さんもわかっている、この審査をしているわけです。そしてただ、審議委員会のほうからの、そういう私のところに上がってきて、それを決定したのは村長ですけれども、やはりその前にもまた庁議の中でも決定していることであるんです。それが何か間違っていると言わんばかりの質問の仕方だと思うんですけれども、決してそんなことはないと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 今、1つの企業の採用した…、採用というより、交渉権者として決定している。それについてこっちで論議する場ではないと思います。そして漏れた業者に対して、一業者のことについてやる場ではないと思います。いずれにしても評価を受けた業者が一番交渉権者として上がってきたということです。そして1つの事業について、業者についてこっちで言うことではないんですが、やはり前から説明しているとおおり、評価ももちろん高かったかもしれないんですが、そして評価にばらつきがあると、だめであるという評価と、そして非常にいいという評価にばらつきがあったという、そのあたりの理由ですね。そして財政面からしたら一番懸念される事業者であるということも含めて決定してきております。そのあたり総合的に考えて、今回の交渉権者、あるいは落ちた事業者、そのあたりも含めて決定しておりますので御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覺議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しません。

以上で学校跡地活用と産業等による地域活性化についての質問を終わります。

次に村幼保連携施設整備について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村幼保連携施設整備について。

「質の高い教育・保育の総合的な提供」を行うために、「幼保連携型認定こども園」の設立することを目的に取り組んでいるところです。施設の場所の選定においては、最も重要な課題であります。つきましては、保護者のご意見を聴取し、今後の選定基準の参考にさせて頂きたいとアンケートを実施して

いる。また、埋め立て地「結の浜」の安全性が危惧されているが次のとおり伺います。

- 1、だれがアンケートを実施したのか。
- 2、保育所及び幼稚園の保護者だけを対象としたアンケートなのか。
- 3、アンケートの6．現在施設の候補地としての下記5カ所が上がっている。と説明していますが、誰がどのように候補地を決めたのですか。
- 4、埋め立て地「結の浜」の背後地高台に整備した避難所や隣接地は候補地に上がらなかったのか。
- 5、村基本構想及び村総合計画との整合性についてどうなっているのか。
- 6、村防災計画及び津波浸水想定や避難等との整合性についてどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

質問の内容が大宜味村幼保連携型総合施設整備策定委員会が現在取り組んでいるところに対する質問と察しますが、策定委員会からまだ報告を受けていない段階でありますということを申し上げ、お答えしていきます。

アンケートにつきましては、子育て支援室のほうで行っております。

2番目については、保護者と職員に対するアンケートを実施しております。

3番目については、住民福祉課と教育委員会で平成28年9月から今年の2月にかけて5回議論してアンケートの5カ所を候補地として挙げています。

4番目は、1件高台に挙げております。

5番目は、基本構想及び村総合計画では村立保育所は築35年以上経過しており、施設の老朽化が進み毎年修繕費が発生している現状では、国の幼保一元化の動向を踏まえ、幼保連携型認定こども園を視野に検討することとなっており、整合性が図られるように現在取り組んでいるところであります。

6番目は、現在、候補地の選定を大宜味村幼保連携型総合施設整備策定委員会で議論している最中であり、防災計画及び津波浸水想定や避難等の整合性及び事業費などの総合的な観点から、今後、委員会で詳しく議論して候補地を決めて大宜味村幼保連携型総合施設整備基本計画策定報告書に反映させる予定であります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） アンケート、私の家族にも来ていたので見たんですけれども、出所がなくなっておりません。やっぱりアンケートは、出所もきちんとやるべきだと思っています。

それから2番目の、何で保育所と幼稚園の保護者だけかと。これから担う未就学児の子供たちのために、ただ対象の保護者にだけアンケートをとるのかと、とても疑問に思います。私たち子供たちを育てていくために地域みんなで育てようという形で、やっぱり老いも若きも、そういう角度から村の未来の財産だと子供は、みんなで育てようということでみんなの意見を反映してやっていくのが私は筋だと思っています。この件についてはとても残念に思っております。

それからこの5カ所について、選定箇所についてやっているんですけれども、確かに埋立地が2カ所、それから大宜味小学校跡地と小学校のグラウンド、それから埋立地の向かいのダンプ道の高台。それでやっぱり埋立地の背後地の避難所という形であずまや、冬場は寒いです。3・11の避難のとき上原に塩

屋の方々と一緒に行ったんですけれども、毛布を持っていっても寒い。そして上原の人たちがヒーターを持ってきました。それで暖をとりましたけれども。やっぱり公共施設は災害時のときに避難場所としてなるべきだと私は認識しております。そうしたらとても残念ながらあずまやになっているわけですが、当初からそういう計画があるんだったらその場所に本当は保育所をつくってもらいたかったと思っていたんですけれども、旧大宜味小学校の跡地にやっていくんだというニュアンスのことがあったものですから、もうあそこはあずまやで、あんな形の避難所という形に私たちもそうかなというふうに認識しておりましたけれども。ところが今、上がっているところを見ると、少し高台、もうちょっと上に上げて避難所の場所となるような形も検討していただきたいと思います。特に防災の関係では、これまで議会に教育委員会が出したものの。この避難経路の想定、学校のグラウンドの真ん中から想定して、時間内には避難できるとか。それからまた総務課で結の浜地区における防災基本計画策定業務の中で、グラウンドからこうやったら、要するに5分以内で移動できることをやっていくと。この時間内に確実に安全な場所に避難できる態勢を整えて、将来的に5分以内に避難を実現できる環境を整えていく。時間は別ですけれども、階段の避難場所ができています。ところが障害者とか、そして保育所の歩けない子供たちは第三者の手を借りなければなりません。そこから避難するとなると、避難しなくてもいい場所、今、塩屋あたりで保育所は公園の、中山公園ですか、公民館の裏側、階段を利用できないものから、そばから乳母車に乗せて、あとは抱きかかえていくような状況ですので、その辺はきちんと認識をしてやってもらいたい。もうごまかしだけではなくて、村長も前に答弁していたけれども、この埋立地に学校を移す計画の安全、安心を考える会が出した津波想定浸水図によると、国道より4メートル低くなっているということ saying いたんですけれども、村長が平均で2.1メートルですということ答弁されています。そうしたら、浸水深が0.3メートルでは避難行動がとれなくなる。浸水深が1メートルから2メートル、津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる。浸水深2メートルから5メートル、木造家屋のほとんどが全壊するというふうな状況になっているので、将来の子供たちのため、いかにして避難しなくてもいいのが一番、そして避難がたやすくできるようなことを考えてやっていただきたいと思います。また、その辺の考えを聞かせてください。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 最初のほうに、村長のほうから、まだ村長のほうには報告も受けていないと。そういう段階での答弁をさせていただきますということを言うております。

今、吉濱議員が質問している趣旨等はよくわかります。この大宜味村幼保連携型総合施設の整備に策定委員会があります。策定委員会の中で議論されていることを今質問されているわけです。それで1つもまだ決定はしておりません。例えば、この障害児…、今議会で報告されています第3期大宜味村障害者（児）計画、それを策定するための検討委員会の中でのことなんです。それを今、もう決定したかのように質問されていますので。やはり場所の検討等ですね、2回目と3回目も変わってきております。5カ所が今、合わされたものとか、その中で津波に対することであるとか、あるいは通常の防犯、そのあたりも含めて検討している段階です。そういうことを、その策定をするためにアンケートもしているし、これは決定されているわけではありません。そういうことを理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今、副村長が選定する段階だということでした。私もアンケートをとっているのがこの5カ所、それ以外の件も逆に検討をしていただきたいと思っています。確かに、先ほどのもの

では、埋立地は村長も教育長も、就任する前は問題ありだと、やっぱり埋立地は今の計画しているものにはおかしいんじゃないかという立場に立たれていた方ですので、その辺の件は子供が安心できるような形の選定をしていただきたい。

また、もう1つは避難しなくてもいいところがあれば一番いいし、またどうしてもそういうほかの利便性とかということで速やかに避難できる場所も選定、これで見たらもうちょっといい場所を探すべきじゃないかと思ったりもしております。

以上、その辺も踏まえて検討していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 検討委員会のほうに、今の申し出、そのあたりを報告しまして、この策定計画のほうにのせて、そして村長に報告できるようにしていきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時46分)

平成29年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成29年6月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成29年6月13日 午前10時00分)

散 会 (平成29年6月13日 午前10時30分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (2名)

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	新 城 寛
総 務 課 長	神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 咲 代
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 長	米 須 邦 雄
子ども子育て 支援室長	大 嶺 実	教 育 課 長	山 城 均
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	福 地 亮	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第29号	農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意について	質疑 委員会付託
2	同意 第3号	大宜味村農業委員会委員の任命について	質疑 委員会付託
3	同意 第4号	大宜味村農業委員会委員の任命について	質疑 委員会付託
4	同意 第5号	大宜味村農業委員会委員の任命について	質疑 委員会付託
5	同意 第6号	大宜味村農業委員会委員の任命について	質疑 委員会付託
6	同意 第7号	大宜味村農業委員会委員の任命について	質疑 委員会付託
7	議案 第30号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
8	議案 第31号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
9	議案 第32号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	質疑 委員会付託
10	議案 第33号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
11	議案 第34号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
12	議案 第35号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第29号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第29号 農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第29号は、経済建設常任委員会に付託します。
-

◎同意第3号～同意第7号の一括質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 同意第3号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第3 同意第4号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第4 同意第5号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第5 同意第6号 大宜味村農業委員会委員の任命について及び日程第6 同意第7号 大宜味村農業委員会委員の任命についてを一括して議題とします。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） この任命の件について、出されている個人的な名前についての異議ですが、ちょっと確認したいのがありまして質疑いたします。

まず、ここに上がった5名の方、この5名のうちの、これは推薦は何名で応募は何名なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

まず、5名の中で、本人の応募によるものが1人です。残り4名については推薦によるものです。以上です。

- 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） それで、この法の改正によって、改正後の中で農業者以外の者で中立的立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。女性、青年も積極的に登用するとあるんですが、これは女性、青年も積極的に入れることは私も大変賛成であります。賛成でありますけれども、公募するに当たり、第8条第1項に、委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所轄に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者のうちから市町村長が議会の同意を得て任命するものとあるんですが、この農業に関する識見を有しというところがちょっと疑問なものがあるものだが、この応募者の履歴を見ると、ほとんど就農開始が二、三年から四、五年ですよね。1人だけ10年はあるんですが、ほとんど4カ年、2カ年、5カ年とか、そういう短い中で本当に農業に対する識見というのが持たれている方と判断して、これは委員会ですか、立ち上

げ、その中で決めたわけですよ。その辺も考慮して決めたのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 確かに若い農業者が今2人ほど入っているわけですが、これについては、認定就農者ということで、認定書を役場のほうに出してもらって、それを確認した上で新規就農認定を認めていますので、そこら辺は問題ないと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 補足して説明したいと思います。

議案第29号と関連するんですが、この農業委員会の委員の任命について、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としていたいという、その議案があります。それと関連して、今回同意に上げている4名の方は、説明資料の1の2、そのあたりに示されているとおり、以前に認定農業者であった者、あるいは新規就農認定とかそういうものを考慮して、今回同意案件に上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） その意味はわかるんですが、農業に対する見識を持った者かどうかということがちょっと引かかるものだから、これ新規就農とか言っているんだけど、これ就農開始を見てごらん。全部4カ年とか2カ年、3カ年でしょう。1人だけ、もちろんこれは議案第29号の関連とも言ったんですが、そこには1人は認定農家がいらないといけないということもありますが、そこにですね、別に私は反対とかは言っていないですよ。その辺はどう思うかということですね、これは農業に関するものに対して、例えば農家からいろんな相談とかいろいろ来ると思うんです。だからそこに対して、この農業に対する経験が、私から言いますと、浅ければこのぐらい農家に対する十分な答えが出せるのか。はっきり言って、農家は私らも個人的に何十年もやっているんだが、実際わからないところいっぱいありますよ。だから農業委員会というのは、大宜味村の農業に対するいろんな関連法令から土地の問題、いろんなもの、難しいものがいっぱいあると思うんですね。そこでどういう対応をして、判断してできるかというのを、その辺を考慮してやったのかということを開きたかったんですが、今の課長の答弁では新規就農を対象にということで、これは農業委員会としての、委員としてのあれはどうかというふうにならざるを得ないと思いますが、その辺、もう一度、どういうふうに考えているのかお伺ひして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 確かに経験の少ないところはあると思いますが、やっぱりしっかりとした考えで就農に入ってきていますから、そこら辺はまた、農業委員会事務局と一緒にしっかりとしていけるものだと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第3号から同意第7号の5件については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第30号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第31号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第32号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは予算書22ページをお願いいたします。

7款1項3目企業支援施設費の構成についてお伺いをしていきたいと思います。今回、企業支援施設整備関係についての補正が計上されているわけですが、これは従来から問題になっておりますアカシツタイからの企業支援施設への取水の代替工事のものだと思いますが、これは一般財源が1,594万円、それで平成27年度に明繰りされている調査費400万円を入れると、2,000万円ほどの一般財源になっておりますが、アカシツタイからそのまま入れれば、2,000万円も負担しないでよかったなと残念な思いをしているわけですが、そこでこの工事箇所は確定されていると当然思うんです。これは何カ所から取水する予定なのか。この工事費で企業支援施設までの導水までも完了する予算であるのか、その2点をお伺いしておきたいと思います。

もう1点、予算書24ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、役務費のほうで147万円が計上されております。これは旧学校跡地の所有権移転業務ということで計上されておまして、私もこれは過去に2回ほど一般質問に取り上げましたけれども、今回、予算計上されているということに対しましては、教育委員会の労を多としたいと思っております。それでこれは旧喜如嘉小学校と旧塩屋小学校の所有権移転の費用だと説明書にあるわけですが、旧喜如嘉小学校と旧塩屋小学校、何件ほど予定されているのか。その件数についてお知らせいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 前田 孝議員の質疑にお答えいたします。

まず、何カ所からの工事かということに関しましてですが、2カ所になっております。それと完了す

るのかということに関しましては、基本的には必要水量があって、それで今、必要水量が足りるような状況での工事になりますので、工事としては完了すると。ただし、今後の必要水量、また工場への取水ですね、導水、企業との調整が出てくる場合にはその都度に考えていきたいということになります。基本的には完了するという事です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） 御質疑にお答えしたいと思います。

旧学校跡地の不動産登記手数料としまして、旧喜如嘉小学校が12筆、旧塩屋小学校が1筆を予定しております、ほとんどが相続登記となっております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 企業支援関係についてはそれで結構です。

教育委員会に今後の見通しについてお伺いしておきたいんです。これは大宜味村内では旧喜如嘉小学校と旧大宜味小学校、旧津波小学校、旧塩屋小学校で、資料からしますと25件ほどあるんですよ。今回、旧大宜味小学校のものは計上されていないんですが、これから年次的に、やっぱりできるものからでも相続関係、その相続登記計画も、相続されているものからでも早急にできるものは年次的に予算を計上して、少しでも進めていかなければ、今回のような跡地利用の問題等、ずっと話しているんですけども、紛争の種にならないように年次的に予算計上して、できるだけ努力していただきたいと思うんですが、その決意のほどをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） どうもありがとうございました。今回、旧喜如嘉小学校と旧塩屋小学校におきましては、年度内に何とか予定しています全筆を所有権移転、相続登記等を済ませるような形で努力してまいりたいと思います。残り旧大宜味小学校におきましてですね、8筆の未登記がございます、それにおきましても財政等との調整を行いながら、早い時期に未登記の分の手続を進めてまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 22ページの企業支援施設費の中の細節17ですけども、工事費については前田孝議員からありましたが、公有財産購入費についてお伺いしますが、地主との契約、それらは確約しているのか、またその地主は何名おられるのか、地域の同意などを得られているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 金城 勇議員の御質疑にお答えいたします。

地主の数に関しましては、1人の地主となっております。2カ所からの工事ではありますが、1カ所については村の有地となっております。1カ所は個人の有地になっておりまして、事前調整を図っていて、その金額のための用地購入費となっております。地元上原区のほうへの説明を事前に行っておりまして、こういう形でということでの調整を、工事の方法も含めて説明をさせていただいているところであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） この水源に関しましては、現水源のことでいろいろ上原区ともめたり、地主ともめたりしているところではあります、新しい水源に今後トラブルがないように、確実に契約を進

めて、地域から異論や苦情がないように進めていただきたいと思います、そこで村長の答弁を求めたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件につきましては、以前からどの位置から取水していくかという中で、どうしても個人有地からの取水のほうが適当だという点が出ましたので、その辺で地主とも交渉して、ここから買収するということでの約束事で今回の議案として上げている状況であります。そういう意味では、しっかりと行政としては皆さんとの契約を済ませて事業を進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今の質疑されている企業支援施設費の関係ですけれども、委託料と工事請負費が出てきているんですが、この委託料も今から設計委託すると思うんですけれども、工事が幾らということわかっているんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 吉濱議員の質疑にお答えいたします。

委託料と工事請負費については、今現在行っている調査業務の中で基本設計という形である程度の概算を出しておりますので、その中で詳細な委託をやって、工事費を新たな、予算の範囲内の工事費ということやっていくということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） この工事は、今まで使っているところから移転するわけですね。そうしたらもともと使っていたところの撤去の問題はどうなりますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 撤去の問題については、撤去するものと撤去しないものもあります。今あるアカシツタイの水源の部分のものです、そちらについては再利用するよりは撤去したほうが安く上がるという話もありまして、基本的には撤去していく。ただ、配管については工事の工程の中で再利用するものという形で分けて積算をしております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今の説明だと損失の問題も出てきますので、やっぱりそういうことはあってはならないと私はその件は話をしております。この本会議ではなくて、委員会でその辺はきちんと説明できるようにしていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

◎議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第33号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第34号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第35号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第35号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時25分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に仲井間宗利議員、副委員長に金城 勇議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時30分)

平成29年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成29年6月15日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成29年6月15日 午前10時08分)

閉 会 (平成29年6月15日 午前11時00分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (2名)

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。
な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第29号	農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意について	委員長報告 質疑～表決
2	同意第3号	大宜味村農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
3	同意第4号	大宜味村農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
4	同意第5号	大宜味村農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
5	同意第6号	大宜味村農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
6	同意第7号	大宜味村農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
7	議案第30号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第31号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案第32号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案第33号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
11	議案第34号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
12	議案第35号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
13	陳情第3号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情	委員長報告 質疑～表決
14	陳情第4号	国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
15	陳情第5号	国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書	委員長報告 質疑～表決
16	意見案第4号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書	提案説明 付託省略
17	意見案第5号	国民健康保険都道府県単位化に係る意見書	提案説明 付託省略
18	意見案第6号	消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午前10時08分）

◎議案第29号、同意第3号～同意第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第29号 農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意について、日程第2 同意第3号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第3 同意第4号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第4 同意第5号 大宜味村農業委員会委員の任命について、日程第5 同意第6号 大宜味村農業委員会委員の任命について及び日程第6 同意第7号 大宜味村農業委員会委員の任命についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 8 5 号

平成29年6月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第29号	農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意について	原案可決 全会一致
同意第3号	大宜味村農業委員会委員の任命について	同 意 全会一致
同意第4号	大宜味村農業委員会委員の任命について	同 意 全会一致
同意第5号	大宜味村農業委員会委員の任命について	同 意 全会一致
同意第6号	大宜味村農業委員会委員の任命について	同 意 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
同意第7号	大宜味村農業委員会委員の任命について	同意 全会一致

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ **経済建設常任委員会委員長（大城佐一）** ただいま議題となりました議案第29号及び同意第3号から同意第7号までの5件、合わせて6件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び産業振興課長兼農業委員会事務局長の出席を求め、6月13日午後1時30分予定を午前10時40分に繰り上げて審査をいたしました。

まず、議案第29号 農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について報告します。認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号を適用するので、今回の議会の議決を得る必要があるための提案となっております。

次に、同意第3号から同意第7号の5件は、大宜味村農業委員会委員の任命について報告をします。この同意案件は、農業委員会等の法律の改正に伴い委員の任命をするものであります。まず、法第8条第6項に規定する中立的立場にあるものを1名、次に国の方針にあるように女性を積極的に起用することで女性を1名、本村では認定農業者が少ないため、認定農業者に準ずる者を、地域バランスを考慮して3名を選考したとの説明でありました。

議案第29号及び同意第3号から同意第7号の5件、合わせて6件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決及び同意すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第29号 農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを必要としない場合の同意についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ **議長（平良嗣男）** 起立全員です。

したがって議案第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから同意第3号 大宜味村農業委員会委員の任命についての委員長の報告に対する質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 大宜味村農業委員会委員の任命について採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第3号については、委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

これから同意第4号 大宜味村農業委員会委員の任命についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 大宜味村農業委員会委員の任命について採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第4号については、委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

これから同意第5号 大宜味村農業委員会委員の任命についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号 大宜味村農業委員会委員の任命について採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第5号については、委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

これから同意第6号 大宜味村農業委員会委員の任命についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号 大宜味村農業委員会委員の任命について採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第6号については、委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

これから同意第7号 大宜味村農業委員会委員の任命についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第7号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第7号 大宜味村農業委員会委員の任命について採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第7号については、委員長の報告のとおり同意することに決定しました。

◎議案第30号及び議案第31号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第8 議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 8 6 号

平成29年6月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第30号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第31号	大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可否同数 委員長裁決 否決

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長(吉濱 覺)** ただいま議題となりました議案第30号及び議案第31号の2件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び企画観光課長の出席を求め、6月14日午前10時30分から審査いたしました。

まず、議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、大宜味村立学校跡地利用における民間事業者の建物使用に関し、平成27年7月1日付け、27文科施第158号、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等の通知に基づく財産処分の行為において、無償で貸し付けをする必要があるため今回の条例改正をする必要があるための上程であるとの説明でした。なお、この条例は公布の日から施行することになっております。

次に議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。本案は、許可を受けた者使用料の見直し及び平南川ター滝駐車場の使用料を設定する必要があるための一部改正となっております。なお、この条例は公布の日から施行し、村内に住所を有する者の使用料の徴収については平成30年4月1日から適用する。ただし、営業行為を行う場合の使用にあつてはその限りではない。と規定しております。なお、この条例は公布の日から施行することとなっております。

議案第30号については、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第31号についての質疑の概要を説明します。平南川ター滝駐車場の委託管理は、公募なしで指名による随意契約をしているが、条例の一部改正後に条例第3号2項の規定の管理委託手続きをしたことに問題はなかったのかとの質疑に対して、担当課長は、条例の一部改正後に契約をすべきことだった。また、副村長は、随意契約は妥当だとの答弁でありました。

討論はなく、可否同数で委員長裁決により否決するものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長(平良嗣男)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第30号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。9番 東 武久議員。

(9番 東 武久議員 登壇)

- 9番(東 武久) 議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

村は、特に検討すべきこととして、平南川にかかる安全対策について早急な対応を求められているとしているが、これまでの事故は大雨による河川の増水により取り残されるという事件であります。原因者は、米軍関係者とみられる外国人や損害からの入域者である。雨天時の河川の増水の注意を促す看板も設置されているが、その行動については、あくまでも自己責任という自覚を持たなければならないと思います。残念ながら、多くの関係機関に迷惑をかけている。

今回、平南川ター滝駐車場の料金を徴収するとなると、何らかの事故が起きた場合、管理者の責任も問われかねない。また平南川ター滝の駐車場に特化して料金を徴収することは、ほかの村管理の公園の駐車場との整合性がとれない。公園設置の目的は、人々が憩いの場として誰もが気軽に楽しむ、くつろぐような場所であってほしい。

よって、平南川ター滝駐車場の料金を徴収することは、本村の公園としてなじまない。よって、本議案に反対していただくよう、議員諸氏の賛同を求め反対討論といたします。よろしくお願いします。

- 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。
これから議案第31号 大宜味村公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって議案第31号については、否決されました。

◎議案第32号～議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第32号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）、日程第10 議案第33号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11 議案第34号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第12 議案第35号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 8 7 号

平成29年6月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 仲井間 宗 利

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第32号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第33号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致
議案第34号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致
議案第35号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

(仲井間宗利予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長（仲井間宗利） ただいま議題となりました議案第32号から議案第35号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、6月14日午後1時30分から審査を行いました。

議案第32号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

議案第33号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

及び、

議案第35号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第32号から議案第35号の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第32号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告

に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第3号～陳情第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第13 陳情第3号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情、日程第14 陳情第4号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情及び日程第15 陳情第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 8 8 号

平成29年6月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
3	平成29年 5月16日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
4	平成29年 5月18日	国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情	採 択	採択のみにとどめる	
5	平成29年 5月26日	国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○ **総務常任委員会委員長（吉濱 覺）** ただいま議題となりました陳情第3号、陳情第4号及び陳情第5号について、6月14日午前10時から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第3号、陳情第4号及び陳情第5号の3件について、全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第3号及び陳情第5号については、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第3号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ **議長（平良嗣男）** 起立全員です。

したがって陳情第3号は、採択することに決定しました。

これから陳情第4号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから陳情第4号について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから陳情第4号 国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める陳情を採決します。
本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって陳情第4号は、採択することに決定しました。
これから陳情第5号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから陳情第5号について討論を行います。討論はありますか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから陳情第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情書を採決します。
本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって陳情第5号は、採択することに決定しました。

◎意見案第4号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第16 全員発議により提出されました意見案第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書を議題とします。
提案者から提案理由の説明を求めます。5番 宮城辰徳議員。
(5番 宮城辰徳議員 登壇)
- 5番（宮城辰徳） 意見案第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。
平成29年6月15日
大宜味村議会議長 平良嗣男 殿
提出者 宮城辰徳 金城 勇 仲井間宗利 前田 孝 大城佐一 吉濱 覺
賛成者 東 武久
提案理由 大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは明白である。よって「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限の延長が必要であるため。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2018年5月16日で有効期限になりますが、駐留軍雇用は米軍の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されている。

海兵隊施設には4,854人（平成29年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,734人（平成29年3月）の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠である。

昨今の全国的な雇用情勢は、完全失業者3%台で推移しているが、県内の失業率は全国の約2倍で推移している。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も46.3歳と高い状況にある。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥る事は必定である。

よって、駐留軍労働への理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性を賢察され、同法の再延長が実現できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 厚生労働大臣、防衛大臣

よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。
したがって意見案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第17 全員発議により提出されました意見案第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

- 6番(前田 孝) 意見案第5号を提案いたします。

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 金城 勇 宮城辰徳 仲井間宗利 大城佐一 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化にむけて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金および標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし11月末と1月末の2回の試算を報告することとしていたが、未だその試算内容が明らかにされず、各市町村は来年の保険料がどうなるか不透明である為。

それでは朗読いたします。

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化にむけて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料率の簡易計算システムを都道府県におろし11月末と1月末の2回の試算を報告することとしているが、未だその試算内容が明らかにされず、各市町村は来年の保険料がどうなるのかさえ議論できない状況となっている。

保険料がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題である。各市町村には低所得者の保険料を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるにも関わらず、いまだ具体的な数字が出されず何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることに対し以下の内容について実現していただくよう要請する。

1. 事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。
2. 2018年度以降も、現在以上に保険料を上げないこと。
3. 一般会計法定外繰入、保険料決定など、市町村における独自の権限を侵害しないこと。
4. 準備が整わないままの稚拙な実施はせず、延期することも検討すること。
5. 国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣
以上であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第5号 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 全員発議により提出されました意見案第6号 消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

（3番 仲井間宗利議員 登壇）

○ 3番（仲井間宗利） 意見案第6号 消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月15日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 前田 孝 大城佐一 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 北部地域及び有人離島への観光や流動人口の増加を思慮すると特に夜間の緊急搬送には機動性のある消防防災ヘリコプターは重要な役割を担う。早期に国頭地区消防管内に整備が必要な為。

消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する意見書

自然災害や突発的な災害が複雑多様化、大型化する今日において消防防災ヘリコプターの運航実績は全国的に年々増大しています。昨年の茨城県鬼怒川堤防決壊による大規模な浸水被害に於いて、救助や

情報検索で頻繁に運航されたのはご承知の通りでございます。今日我が国の都道府県において、55団体76機が運航されており、ヘリ導入がなされていないのは、沖縄県のみとなっております。消防防災ヘリコプターは、消防活動・救助活動を目的に配備されています。阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地方を中心に九州地方を襲った大震災の教訓又は実証を得て、地震や自然災害・大規模災害時に最も迅速かつ的確に消防防災活動を行えるのは消防防災ヘリコプターと言えます。

沖縄県においては、救急医療用として配備されていますDrヘリと併用することで、より良い相乗効果が生まれます。国頭地区行政事務組合消防本部管内では、広大な面積を有し、豊かな山林原野、河川、滝、海等の自然を活用したレジャー客増により、それに伴う事故が多発し、捜索や救急救助活動を人力に頼る活動を強いられている現状です。昨年の救急ヘリの要請回数は83回にもおよび、今や人命救助活動上必要不可欠なものであります。

しかし、Drヘリが、救急医療用ヘリであることから前述の水難や山林事故等の遭難捜索や救助には、活用できません。

昨年やんばる三村が国立公園として指定されたことにより、更に観光客の増が期待されます。北部地域及び有人離島への観光や流動人口の増加を思慮すると特に夜間の救急搬送には機動性のある消防防災ヘリコプターは重要で安全・安心を保障する機体であり、地域防災や消防活動の向上に努め、観光立県の発展に寄与できると提言します。

さらに、離島を多く有し本土より遠く離れた離島県沖縄こそ24時間対応可能なヘリコプターの離着陸可能なヘリポートの確保が絶対条件であり、一刻も早く24時間体制で離着陸可能なヘリポートを国頭地区行政事務組合管内に整備していただき、機動性を持つ消防防災ヘリコプターを早期に導入されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 沖縄県知事、沖縄県議会議長

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する意見書を採決します。
原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。
したがって意見案第6号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。
したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
-

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成29年第5回大宜味村議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員